

平成 19 年（2007 年） 月 日

長野県行政機構審議会
会長 松 岡 英 子 様

長野県行政機構審議会
外郭団体見直し検証専門部会
部会長 市 川 衛
委 員 青 木 俊 英
岡 村 重 信
小 林 邦 一
沼 尾 史 久

県出資等外郭団体の見直しの検証結果について（報告）（案）

知事から長野県行政機構審議会に諮問された「県の外郭団体のあり方について（諮問）」（平成 19 年 3 月 15 日付け 18 行第 21 号）について、当専門部会における審議の結果を別添のとおりとりまとめたので、報告します。

目次

1 審議の経過

- (1) 検証対象団体の考え方
- (2) 重点検証団体の選定
- (3) 県の担当部局、団体からのヒアリングの経過
- (4) 変更理由の類型分けによる検討

2 基本的な考え方（総論）

- (1) はじめに
- (2) 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方
- (3) 方針を変更しない団体
- (4) 民間企業等が参入できる業務を行っている団体
- (5) 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体
- (6) 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体
- (7) 根本的な問題が生じている団体

3 個別団体に関する検証結果（各論）

検証結果一覧表

個別団体ごとの検証結果

4 今後の外郭団体見直しの進め方

- (1) 期限を明確にした上での取り組みの重要性
- (2) 着実な改革の推進及び不断の見直しのための仕組み作りの必要性
- (3) 適切な手法、程度による関与の必要性
- (4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性
- (5) 公益法人制度改革への対応を急ぐことの必要性
- (6) プロパー職員の処遇について
- (7) 市町村、関係団体との協調の必要性

本文

1 審議の経過

(1) 検証対象団体の考え方

当専門部会が行った県出資等外郭団体の見直しの検証は、県から行政機構審議会への諮問により、平成16年に策定された現行の県出資等外郭団体改革基本方針（以下「基本方針」又は「現行の基本方針」と略記する場合がある。）及び同改革実施プランを対象として行った。

現行の基本方針は、次の考え方で、54団体を対象として策定され、改革実施プランは、基本方針の対象団体の中から7団体について策定された。

県が出資・出捐しているすべての団体を原則として対象にする。

次のものは対象外とする。

- ・ 出資比率25%未満の団体のうち民間が設立主体のもの
- ・ 全国規模の団体など活動が県域を越えるもの
- ・ 別途審議会を設けている「しなの鉄道」

未出資でも、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

当専門部会が行う検証の対象団体も、基本的には上記の考え方によったが、以下の2点について検証対象団体の削除及び追加をした。

基本方針の中で、今後は外郭団体の定義から外すこととされている「(財)信州医学振興会」については、検証の対象外とする。

基本方針における対象除外理由である別途の審議会が既に廃止されている「しなの鉄道(株)」については、検証の対象とする。

この結果、当専門部会が行う検証の対象団体は、次に掲げる54団体である。

基本方針の区分	団 体 名
団体の廃止	(特)長野県土地開発公社 (財)長野県勤労者福祉事業団 (財)長野県建設技能振興基金 (特)長野県漁業信用基金協会 (社)長野県林業公社 (特)長野県道路公社 (財)長野県公園公社 (財)長野県学生寮 (社)長野県地域開発公団

県関与の廃止	(財)長野県テクノ財団 (財)木曾地域地場産業振興センター (財)飯伊地域地場産業振興センター (社)長野県林業コンサルタント協会 (財)長野県緑の基金 (財)長野県建設技術センター (財)長野県下水道公社 (財)長野県建築住宅センター (社)長野県高圧ガス保安公社 浅間高原観光開発(株) (財)長野県暴力追放県民センター
県関与の見直し	(財)長野県消防協会 松本空港ターミナルビル(株) (財)長野県国際交流推進協会 (財)長野県長寿社会開発センター (社福)長野県社会福祉協議会 (社福)長野県社会福祉事業団 (特)長野県職業能力開発協会 (財)長野県生活衛生営業指導センター (社)長野県地域包括医療協議会 (財)長野県文化振興事業団 (財)長野県中小企業振興センター (社)長野県原種センター (財)長野県体育協会
団体や事業の統合	(社)長野県私立幼稚園協会 (社)長野県私立短期大学協会 (社)長野県私学振興協会 (特)長野県信用保証協会 (財)長野県農業開発公社 (社)長野県農業担い手育成基金 (特)長野県農業信用基金協会 (特)長野県農業会議
事業推進に対して積極的に支援	(株)長野協同データセンター (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会
事業の縮小等その他の改革	(財)長野県国民年金福祉協会 (財)長野県健康づくり事業団 (財)長野県廃棄物処理事業団 (社)信州・長野県観光協会 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 (社)長野県生乳検査協会 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 (財)長野県林業労働財団 (特)長野県住宅供給公社
現行の基本方針では対象外	しなの鉄道(株)

(2) 重点検証団体の選定

検証の進め方については、対象団体 54 団体のうち、以下の理由から選定した 18 団体を重点的に検証することとした。

その他の 36 団体については、県から、現行の基本方針に沿って見直しが進められており、既に 8 団体が廃止、1 団体が実質的に民間に移譲されるなど見直しが終了しているか、あるいは、今後も基本方針に沿った見直しを進めていくという意見が表明された。

重点的な検証作業を行う団体の考え方

基本方針で廃止とされている団体（既に廃止済みの団体を除く。）

- (特)長野県土地開発公社
- (社)長野県林業公社
- (特)長野県道路公社

団体や事業を統合することとされている団体（既に統合済みの団体を除く。）

- (特)長野県信用保証協会
- (特)長野県農業信用基金協会
- (社)長野県農業担い手育成基金
- (財)長野県農業開発公社
- (特)長野県農業会議

県の関与を廃止、縮小等することとされている団体のうち、特に運営に支障が生じ又は生じる恐れが強いなど、重要な課題がある団体。

- (財)長野県テクノ財団
- (財)長野県下水道公社
- (財)長野県建築住宅センター
- (財)長野県暴力追放県民センター
- (財)長野県消防協会
- (財)長野県長寿社会開発センター
- (社福)長野県社会福祉事業団
- (財)長野県文化振興事業団
- (財)長野県中小企業振興センター（旧称：長野県中小企業振興公社）
- (特)長野県住宅供給公社

(3) 県の担当部局、団体からのヒアリングの経過

当専門部会では、各団体を所管する県の担当部局の課長等及び団体の役職員の出席を求め、団体の改革の進捗状況、課題、今後の方向性などを直接ヒアリングした。その実施状況は以下のとおりである。

5月11日	県の担当部局（重点検証団体 18 団体を所管する部局）
5月23日	土地開発公社ほか 10 団体
5月30日	下水道公社ほか 8 団体
6月21日	県土地対策室（土地開発公社を所管）（追加説明）
7月25日	県の担当部局（下水道公社を所管する県生活排水対策課ほか）

(4) 変更理由の類型分けによる検討

県の担当部局、団体からのヒアリングにおいて、重点検証団体の多くには、現行の基本方針の修正を必要とする課題が生じているとの主張がなされた。当専門部会としては、修正を必要とする理由の類型分けを行い、検討すべき事項を整理した上で検討を進めることが有益と判断し、以下の4類型に分類整理して検討を行った。

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 1 | 基本方針の公表時（平成16年6月10日）以降の後発事象発生 |
| (1) | 政策変更あり 類型 |
| (2) | 支障発生 類型 |
| (3) | その他 類型 |
| 2 | 後発事象の発生はないが、基本方針策定時の検討不十分 類型 |

2 基本的な考え方（総論）

(1) はじめに

平成16年に、現行の基本方針を策定するに当たっては、外郭団体見直しの判断基準として主に次の4点を挙げている。

各外郭団体が行っている業務の必要性 業務の効率性 外郭団体で実施することの当否 県の関与の当否
--

この判断基準については、今回の見直し検証においても、引き続きこれを前提としたところである。

一方で、現行の基本方針においては、以下の点で問題があったものとする。

ア 県と団体の連結ベースでの視点が欠けている

「団体の改革」を主眼とした結果として、特に県の補完的業務を行っている団体について、県と団体あわせた県全体(連結ベース)での視点が欠けている。

イ 県の責任、政策判断についての視点が欠けている

団体そのものでなく、団体が行っている事業に対する県の責任についての視点
県の政策における団体又はその事業の位置づけ・政策判断についての視点が欠けている。

ウ 大きな課題の存在を軽視、解決の先送りをしている

団体の「あるべき姿」を最優先した結果として、法律等の制度的課題、手続き上の課題、県財政上の課題等各種の大きな課題の存在を考慮せず、又は解決を先送りしたまま結論を出している。

エ 性急過ぎるスケジュールを設定している

見直しを進めるにあたって前提となる、プロパー職員の管理職育成や、財政基盤の整備等に要する期間を短く設定したため、問題が生じている。

したがって、今回の見直し検証においては、こうした点を十分考慮しながら検討を行ったところであり、対象団体全体を通じた基本的考え方は、以下のとおりである。

(2) 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方

重点検証団体以外の団体のうち、既に下記の9団体が廃止又は民間に移譲されている。この9団体については、県から提出された「改革状況検証シート」(別冊資料として添付のとおり。)により、既に団体が存在しないか、県の外郭団体の定義から外れている状況であることを確認した。

廃止団体(8団体)	(財)長野県建設技能振興基金 (社)長野県地域開発公団 (財)長野県勤労者福祉事業団 (財)長野県公園公社 (社)長野県高圧ガス保
-----------	---

	安公社 (財)長野県漁業信用基金協会 (財)長野県学生寮 (社)長野県生乳検査協会
民間への移譲団体	浅間高原観光開発(株)

この9団体及び重点検証団体18団体を除いた27団体については、県から提出された「改革状況検証シート」及び損益計算書、貸借対照表等の内容を確認した結果、今後も現行の基本方針どおり見直しを進めることが適当と判断した。

重点検証団体18団体の検証結果について総括すると以下のとおりである。

(3) 基本方針を変更しない団体

方針どおりの見直しを行える団体であって、県の所管部局及び団体の考え方も基本方針どおりの見直しを行うとしている団体については、方針に沿って見直しを進めることが適当である。

しかし、基本方針の問題点の一つとして、団体の職員体制整備や財政基盤の整備等のスケジュールを考慮しないで性急に改革を求めたきらいがあり、結論において基本方針どおりの見直しをすることができる団体であっても、そのスケジュールを進めるには支障が生じている例がある。

基本方針策定後の状況変化により業務が増加したり、財政的な支援の必要性が生じたりしている団体又はプロパー職員の管理職育成に一定の時間を要する団体については、方針に沿った見直しが可能となるまで最低限必要な期間、範囲で県の支援を継続することが適当である。

(建築住宅センター、社会福祉事業団、文化振興事業団)

(4) 民間企業等が参入できる業務を行っている団体

公の施設の指定管理者になっている団体や県から業務委託を受けて県の業務の一部を担っている団体については、将来見通しも含め民間企業等も参入できる業務を行っている団体であると言える。こうした団体については、基本方針に沿って、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与は原則として廃止していくことが適当である。

しかし、(3)と同様、団体の体制整備を考慮する必要があることから、プロパー職員の管理職育成等必要な体制整備を整えるまで最低限必要な期間、範囲で県の支援を継続することが適当である。

(社会福祉事業団、文化振興事業団)

(5) 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体

県の補完的業務を行っている団体については、県と団体をトータル(連結ベース)で見て団体のあり方を考えるべきである。しかし、基本方針では、「団体の改革」を主眼とする余り、その団体の業務の状況等にも着目して廃止等の結論を導き出しているきらいがある。団体だけの状況で判断するのではなく、連結ベースで捉えることが適当である。

団体が事業を行ったり、又は団体の制度的機能を活用して事業を行った方がコストや迅速性などから有利である団体については、団体運営にかかるコストの削減等の見直しを行いながら、団体は存続、又は県支援を継続することが適当である。

(林業公社、道路公社 (事業期限まで))

(6) 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体

団体が行っている業務が公的な役割を担っている場合には、その役割に応じて、県としても応分の責任を果たしていくことが求められる。しかし、基本方針では団体が県とは別個の法人格を持つ主体であることを強調して、県関与を廃止、縮減することを求めているきらいがある。

もともと、県の施策方針により業務を行っている、又は県の政策変更等によって新たな業務を行うこととなった団体や、民間企業、市町村、個人等の参加・協力を得て公的な事業を行っている団体については、県としても責任を果たすべく、最低限必要な範囲で県の支援を行っていくことが適当である。

(テクノ財団、中小企業振興センター、暴力追放県民センター、消防協会)

(7) 根本的な問題が生じている団体

基本方針では、法律等必要な制度が整備されていない、手続き上の課題がある、県財政上不利であるといった根本的な問題があっても、そういった障害を考慮せず、当時の県出資等外郭団体見直し専門委員会が考える「団体のあるべき姿」を最優先している。その結果として、法律等の制度的課題、各種の大きな課題の存在を考慮せず、又は解決を先送りしたまま結論を出し、団体の廃止・統合を進めることとした。

現実の法制度等は、長野県における外郭団体のあり方のみで左右されるわけではなく、全国的な状況、当該行政分野をめぐる様々な仕組みとの整合性なども考慮されて構築されており、一面的な法改正要望が国において受け入れられることを前提とした基本方針は、現実的には実施が不可能な状況に至っている。

こうした状況にある団体について、実施不可能な団体の廃止・統合という現行の基本方針を維持することは、本来必要な見直しを停滞させ、かえって県全体としての利益を損なうことにつながる。そこで、現行の法制度を前提として、実施可能な事業の転換、事業の縮小、コスト削減等の見直しを行うことが適当である。

なお、必要と考えられる法制度等の改正要望は行うべきであり、結果として法制度等が改正された場合には、団体をめぐる前提条件が変化することから、改めて方針を再検討することが必要である。

(住宅供給公社、農業担い手育成基金・農業開発公社・農業会議、信用保証協会・農業信用基金協会)

< 土地開発公社、下水道公社、長寿社会開発センターについては、再検討の結果により追加記載する。 >

3 個別団体に関する検証結果（各論）

検証結果一覧表

重点検証団体以外の団体 (36団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の基本方針に沿って見直しを進める(27団体) ・既に廃止済み(8団体) ・民間へ移譲済み(1団体)
重点検証団体 (18団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の基本方針に沿って見直しを進める(団体) ・基本方針を修正する(団体)

重点検証団体の検証結果

(1) 廃止することとされている団体

団体名	現行の基本方針等	検証結果
(特)長野県土地開発公社	団体の廃止	
(社)長野県林業公社	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)	「存続」 ・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
(特)長野県道路公社	団体の廃止 (平成26年度)	「団体の廃止」 (平成38年度)

(2) 統合することとされている団体

団体名	現行の基本方針等	検証結果
(特)長野県信用保証協会 (特)長野県農業信用基金協会	制度的な制約を解消した段階で統合	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない。)
(社)長野県農業担い手育成基金 (財)長野県農業開発公社 (特)長野県農業会議	制度的な制約を解消した段階で統合	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない。)

(3) 県の関与を廃止、縮小することとされている団体

団体名	現行の基本方針等	検証結果
(財)長野県テクノ財団	県関与の廃止	「県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
(財)長野県下水道公社	県関与の廃止	

(財)長野県建築住宅センター	県関与の廃止	「基本方針は変更しない。」 ・構造計算適合性判定業務対応のため、平成20年度まで県職員を派遣。
(財)長野県暴力追放県民センター	県関与の廃止	「県関与の継続」 ・活動に支障を生じないよう財政的支援を実施。
(財)長野県消防協会	県関与の見直し	「県関与の継続」 ・消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討。
(財)長野県長寿社会開発センター	県関与の抜本的な見直し	
(社福)長野県社会福祉事業団	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す	「基本方針は変更しない。」 ・事業団改革のため、本部に平成20年度まで県職員を派遣。 ・西駒郷に平成22年度まで県職員派遣、平成24年度まで財政的関与。
(財)長野県文化振興事業団	県の人的関与の抜本的な縮減	「基本方針は変更しない。」 ・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員(管理職)を派遣。
(財)長野県中小企業振興センター	県関与の抜本的な縮減	「県関与の継続」 ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣。
(特)長野県住宅供給公社	事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し)	「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。

個別団体ごとの検証結果

(特)長野県土地開発公社		
	(参考) 現行の基本方針及び改革実施プラン	「団体の廃止」

(社)長野県林業公社	現行基本方針策定後に講じられた国の支援措置を受けるため等による修正	「存続」 収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
	(参考) 現行の基本方針及び改革実施プラン	「団体の廃止」 (財務条件等を満たした時点において)

当該団体は、森林所有者に代わって植林、間伐等の育林を行う分収林事業を行っている。現行の基本方針では、財務条件等を満たした時点において団体を廃止することとされている。

しかし、以下の理由から団体を存続し、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利であるので、団体を存続することとすることが適当である。

なお、現在の木材価格の水準では、分収林事業は、当初見込んでいた収益を上げることは困難であり、公社は、長期的に見て極めて厳しい経営状況にある。団体としては存続することが適当であるものの、県との連携の下、次の徹底した経営改善が必要である。

- (1) H19年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定し、実行、評価、検証を行うこと
- (2) 契約変更(分収率の見直し)を集中的に進めること
- (3) 食害等のため今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図ること
- (4) 収入間伐を積極的に行うこと
- (5) 管理部門の他の類似団体との統合等を検討すること

理由 その他後発事象発生

林業公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じた。公社を廃止した場合は、支援策を受けられなくなり不利。

<短期コスト比較>

公社が受けられる国の支援措置	県が受けられる国の支援措置
低利資金への借り換え 利子軽減6.4億円(H16~19) 繰上償還 利子軽減6.7億円(H17~19) 交付金 3.3億円(H14~18)	借り換え、繰上償還とも時限措置(H19まで)のため適応されない。 交付金 円

<長期コスト比較>

交付金 5.5億円	交付金 円
-----------	-------

交付金は暫定措置として、現在の改革実施プランにはカウントされていないが、H19以降も継続された。

県が公社に対して行っている無利子貸付金に対して、特別交付税（H18算定額650万円）が毎年県に交付される見込み。

理由 検討不十分

県全体（連結ベース）で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1) 現行の基本方針では、「県行造林に移行」するとしているが、消費税（16億円）や契約変更など移行のためのコストがかかる。この問題の存在は、基本方針策定時に認識されていたが、無視して結論を導き出している。
- (2) 間伐等の育林業務を県で直接実施する場合、その分県の組織、職員体制の整備が必要となり、連結ベースのコスト削減につながらない。

(特)長野県道路公社	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「団体の廃止」(時期の変更) H38年度 事業期限到来 県出資金(219億円 30億円程度)を県に返還する。
	(参考) 現行の基本方針及び改革実施プラン	「団体の廃止」 H26年度 早期無料開放 県出資金(219億円)は返還しない。

当該団体は、有料道路の建設及び管理を行っている。
 現行の基本方針及び改革実施プランでは、県出資金(219億円)を県に返還しないことを前提として、その他の債務が償還可能な限り早い時期(H26年度)に団体を廃止することとされている。

しかし、早期の無料開放は、道路建設時に予定されていた受益者負担を、県民全体の負担に切り替えることを意味する。無料開放することで、一定の経済波及効果は見込めるが、当該波及効果のメリットは、県財政への負担と比較して必ずしも大きなものではないことから、県民全体のメリットとなると見込むこともできない。

したがって、以下の理由から、有料道路建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終はH38年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了し、団体を廃止することが適当である。

ただし、この修正に関しては、団体の問題というよりは、有料道路の無料開放をいつ行えるかの問題であり、上記の点を考慮して、県が適切に判断することを望むものである。

理由 検討不十分

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1) 現在の基本方針では、県出資金(219億円)の返還がなされず、県財政に影響。
- (2) 県の一般財源から、維持管理費の県負担(毎年7億円程度)を12年間支出する必要がある。

現行の基本方針どおりH26年度で廃止	事業期限到来後H38年度で廃止
県出資金(約219億円)を県に返還しない。	県出資金(219億円 37億円程度)を県に返還する。(県歳出を通じて県民に還元。)
維持管理費(年間約7億円)を県費で負担。(県民全体で負担)	維持管理費(年間約7億円)を料金収入からまかなうことができる。(受益者負担)
利用者にとって料金(H26で年間約40億円)負担が不要となる。	
通行料金免除による県内への経済波及効果は96億円程度。(産業連関表から試算)	

平成26年度で廃止の場合、利用者が負担しなくなった額は、県に返済されるはずの出資金を県の歳出を通じて県民に還元できなくなることや、県が支出する維持管理費等によって、利用しない者を含めた県民全体が負担する結果となる。

県、公社、県民を連結ベースで見た場合、平成26年度で廃止の場合、県外利用者の負担相当額(平成27～38年で約100億円の通行料金)が失なわれることになる。

実施に当たっての障害を無視

有料道路制度上の問題ではなく、公社廃止を理由とした有料道路の全線無料化は全国的に事例がなく、制度の趣旨を没却するものであることから、国の許認可を得ることが困難であると見込まれる。

(特)長野県信用保証協会 (特)長野県農業信用基金協会	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「現在の体制で事業の効率化を図る。」 (統合は実施しない。)
	(参考) 現行の基本方針	「制度的な制約を解消した段階で統合」

信用保証協会は、銀行等の金融機関が中小商工業者に貸付を行う際の債務保証を、農業信用基金協会は農協等の金融機関が農業者に貸付を行う際の債務保証を行っている。

現行の基本方針は、制度的な制約を解消した段階で両団体を統合することとしている。

しかし、両団体の統合は、次の理由から不可能であり、また統合によって効率化を図ることもできないものであることから、統合は実施せず、現在の体制でそれぞれの団体の事業の効率化を図ることが適当である。

理由 その他後発事象発生

県では、平成16年6月に中小企業庁及び農林水産省に対して、両団体の統合が可能となるよう法律改正を要望したが、国は法改正の予定無し。

理由 検討不十分

現行の基本方針では、団体の統合によって事業の効率化を図ることができるとしているが、これは誤認である。保証の対象者、関係する金融機関、制度の仕組みなどがそれぞれ異なるため、団体を統合したとしても統一した事務処理はできず、コスト削減効果、債務保証を受ける者のサービス向上効果は見込めない。

また、電算システムがそれぞれの団体の系列で全国的に形成されており、長野県だけがどちらかに統一することはできない。

(社)長野県農業担い手育成基金 (財)長野県農業開発公社	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「現在の体制で事業の効率化を図る。」 (統合は実施しない。)
(特)長野県農業会議	(参考) 現行の基本方針	「制度的な制約を解消した段階で統合」

農業担い手育成基金は、新規就農者に対する資金の貸付等の助成を、農業開発公社は、農地の買入れ、売渡、貸付を、農業会議は、農地法等における知事の諮問機関としての活動をそれぞれ行っている。

現行の基本方針は、農業開発公社と農業会議の事務局を統合したうえで、農業開発公社と農業担い手育成基金の団体統合、更に制度的な制約を解消した段階で農業会議を加えた3団体を統合することとしている。

既に農業開発公社と農業会議の事務局統合は実施済みである。しかし、3団体の統合は、次の理由から不可能であり、また、農業開発公社と農業担い手育成基金の団体統合は、17億円という多額の経費を要する一方で統合のメリットが見込めないことから、団体統合は実施せず、現在の体制でそれぞれの団体の事業の効率化を図ることが適当である。

理由 支障発生

県では、3団体の統合が可能となるよう、国に対して農業会議の業務内容を限定している「農業委員会等に関する法律」の改正を要望したが、国は法改正の予定無し。

- ・農業開発公社は収益事業を行う団体であり、公正さが要求される農業会議と統合すると問題が生じるというのが国の考え方である。

また、農業開発公社は農地転用(例えば、農地に農業用施設を建設する場合等)に関して許可申請をする立場であり、農業会議は農地転用許可申請の知事諮問に対して答申する立場であることから、両者はプレーヤーとアンパイアの関係と考えられ、団体そのものを統合することは問題がある。

- ・農地保有合理化法人である農業開発公社は、「農業経営基盤強化促進法施行規則」により県出資比率50%以上が要件とされている。この要件を満たして農業担い手育成基金と団体統合するためには、新たに17億円の県出資が必要である。既に農業開発公社と農業会議の事務局統合や3団体の事務所のワンフロア化などを進めており、新たな県負担を行ったうえで統合してもメリットはほとんどない。

(財)長野県テクノ財団	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、産学官連携による共同研究開発事業を実施している。
 現行の基本方針では、産学がより主体的に参画することが望ましいとして、県関与を廃止することとされた。
 しかし、以下の理由から県の関与を継続し、県職員派遣とそれに伴う必要な人件費補助を実施することが適当である。

理由 政策変更

- (1) 県は、平成19年3月に産業振興戦略プランを策定。県と財団が連携し、「信州型スーパークラスター」形成のために産学官連携を推進すること、また、「ナノテク・材料活用支援センター」を創設し、研究成果の普及を図っていくこととしている。
- (2) このため、財団の事務局体制を充実し、プロジェクト企画・運営の強化を図ることが必要である。
- (3) 県の責任
 - ・産学官連携による産業振興を図るためには、特定の大学、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立場の県が中心となって責任を果たすべきである。
 - ・県が策定した産業振興戦略プランの中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県は支援の責任がある。
- (4) 経済動向に左右される基金の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の低減を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの派遣は現実的には難しく、以下の理由から県から職員を派遣することが最も適当。
 - ・県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工振興関係の専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画運営や財団事務局の管理運営に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってからも活用される。

理由 その他の後発事象発生

平成19年6月に、第一期知的クラスター創成事業の採択が決定した(事業期間は、平成19年から23年)。
 同事業については、現在の基本方針でも県の支援を認めており、第一期についても同様の対応が適当である。

(財)長野県下水道公社		
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

(財)長野県建築住宅センター	現行の基本方針は修正しないが、当面必要な県の支援策を実施	構造計算適合性判定業務対応のため、平成20年度まで県職員を派遣する。 その後は、現行の基本方針どおり県関与（県職員派遣）を廃止する。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、建築物等の確認検査業務を主体に実施している。

主な業務が、他の民間機関でも参入可能な業務であることから、県の関与を廃止することとし、平成17年度末で県職員派遣及び運営費補助を廃止した。

しかし、その後、耐震強度偽装事件の再発を防止するため建築基準法が改正され、平成19年6月から、知事又は知事が指定する者が構造計算適合性判定を行うこととされた。

県内では、当該判定業務に必要な有資格者が少なく、民間で業務を行える見込みがないことから、県では、公益法人であるセンターを判定機関に指定して当該業務を委託している。

これに伴いセンターでは、判定を行う有資格者を非常勤職員として確保したうえで、その判定業務を技術的に補助するための知識経験を有する職員として構造計算を専門とする県職員の派遣を必要としている。

なお、センターでは、構造計算適合性判定業務の状況を見ながら、平成20年度において専門的な知識や経験を有する1級建築士の職員を確保し、県職員から業務を引き継ぎながら職員の育成に当たる予定である。

このため、現行の基本方針どおり県関与を廃止する方針は変更しないものの、平成20年度までの2年間、県職員の派遣を行うことは適当である。

(財)長野県暴力追放県民センター	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「県関与の継続」 活動に支障を生じないよう財政的支援を実施
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、暴力追放のための広報啓発、相談事業を行っている団体である。現行の基本方針では、県関与を廃止することとされている。しかし、以下の理由から現行の基本方針どおり県関与を廃止した場合には、団体の活動低下により県内の暴力追放の取り組みに支障をきたすものと認められることから、団体の活動に支障を生じないよう県の関与を継続し、財政支援を実施することが適当である。

理由 支障発生

- (1) 現行の基本方針策定後に開始した賛助会員募集業務のため、センターの本来の業務が十分にできない。
- (2) 県の財政的支援が減少する中で、市町村、企業等に財政的支援を求めることは、相手方の理解を得ることが困難である(県警と密接な業務を行っているにもかかわらず、県が何の支援もせず、他の人に支えてくれというのは無責任。)。

理由 その他

県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。

理由 検討不十分

- (1) 現在の基本方針では、警察が「開かれた暴力相談に取り組む」としているが、実態を誤認しており、以下のように、警察ではないセンターであってこそ役割を果たせるケースがあることを考慮していない。
現行の基本方針どおりとした場合、結果として、相談しようとする者の行き場を閉ざすことになってしまう。
・相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。
・暴力団の構成員から抜けたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、捜査上の支障を生じることがある。
- (2) センターの役割は、直接行っている相談等の業務だけでなく、長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなどセンターの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。
- (3) また、現行の基本方針では、センターの公的役割を認めながら、それに対する県の責任を全く考慮していない。
上記のようなセンターの公的役割に対して、県も必要な支援をしていくことが適当である。

(財)長野県消防協会	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったことによる修正	「県関与の継続」 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の充実強化に対して、県は担うべき役割がある。 ・県の役割・責任を踏まえて、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていく。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の見直し」 (県と市町村及び団体との役割分担の明確化)

当該団体は、地域における消防団の集合体として設立され、表彰やポンプ操法大会などを実施している。

現行の基本方針では、県と市町村及び団体との役割分担を明確化し、県の人的関与をなくしても団体の運営ができるよう県関与を見直していくこととされている。

しかし、以下の理由から県の消防行政に関する役割と責任を再認識し、県消防協会の役割を認めた上で団体への県関与を継続していくことが適当である。

理由 検討不十分

県は、消防に関して県と市町村、市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第29条)、地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、担うべき役割が本来ある。

このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に消防協会を設立したものであり、また、その業務に対して支援する責任がある。

にもかかわらず、基本方針では、消防協会を設立して県の役割・責任を果たそうとした趣旨や今後のあり方に関しての本質的な議論をせずに、消防の実施主体が市町村であることのみを強調して、消防協会の活動に対して県が関わることを止めるのが合理的であるとされている。

今回の見直しに当たっては、県が市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や消防協会の活動内容を常に見直しを行っていく契機として、県消防協会の役割を認めた上で改めて位置づけ直し、活動内容の検討を行うべきである。

(財)長野県長寿社会開発センター		
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の抜本的な見直し」

(社福)長野県社会福祉事業団	現行の基本方針は変更しないが、当面必要な県の支援策を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団改革のため、本部に平成20年度まで県職員を派遣。 ・西駒郷に平成22年度まで県職員派遣、平成24年度まで財政的関与。
	(参考) 現行の基本方針	「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す」

当該団体は、独自事業として知的障害者援護施設水内荘などの施設を運営するほか、県西駒郷及び県障害者福祉センターの指定管理者となっている。

現行の基本方針では、本部への県職員派遣を平成18年度末で廃止、西駒郷への県職員派遣及び財政支援を平成19年度末で廃止することとしている。

しかし、以下の理由から当面必要な県の支援策を実施することが適当である。

(事業団本部)

従来の県準拠の給与体系から、民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行など、事業団改革を進める上での人材が不足していることから、企画立案能力のある人材が必要である。

(西駒郷)

これまで、地域生活移行を進めてきたが、重度の利用者の比率が高まっている状況であり、これらの方々への適切なサービス提供のために、今後の地域生活移行の状況に応じた職員の確保が必要である。

また、平成18年4月導入の自立支援給付費による採算が以下の事情から困難な状況にあり、経営見通しが不透明となっていることから、平成20年度から県の財政的関与を廃止した場合には事業団の運営は困難となる。

- ・職員給与の高さ
- ・分散した建物の配置、構造による職員数の削減の困難性
- ・重度の利用者の処遇のための職員配置の必要性

(財)長野県文化振興事業団	現行の基本方針は修正しないが、当面必要な県の支援策を実施	・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員(管理職)を派遣
	(参考) 現行の基本方針	「県の人的関与の抜本的な縮減」
<p>当該団体は、県立文化施設の管理運営を行っている。</p> <p>現行の基本方針では、県職員派遣を事務局員及び学芸員等に限定することとしている。しかし、以下の理由から当面必要な県の支援策を実施することが適当である。</p> <p>県の人的関与の急激な縮減により運営に支障が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職を担う職員が育っていない。 ・会計処理に精通した職員が少ない。 <p>なお、県の文化振興施策における事業団の役割を明確に位置付け、文化施設における指定管理者制度の適用の今後のあり方を、別途県において検討することが必要である。その際、県が行う事業、委託により行う事業、指定管理業務として行う事業等を整理し、指定管理者制度との整合を図ったうえで、平成20年中に予定されている次回の指定管理者の募集に向けて必要な準備を行うことが必要である。</p>		

(財)長野県中小企業振興センター	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「県関与の継続」 ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の抜本的な縮減」

当該団体は、中小企業者に対する相談助言、商品化・販路開拓支援などを実施している。現行の基本方針では、県関与を抜本的に縮減することとされ、県職員派遣を24名から3名にまで縮減してきた。

しかし、以下の理由から県の関与を継続し、産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため必要な県職員派遣を実施することが適当である。

理由 政策変更

- (1) 県は、各種中小企業支援策を企画・予算化して中小企業向けに用意し、センターは、個別企業の経営状況に合わせて的確な支援策を助言したり自ら支援を実行している。
国や関係機関、専門家とのネットワークを有効に活用しながら、県とセンターがその役割に応じて連携しながら支援を行なっている。
- (2) 県は、平成19年3月、産業振興戦略プランを策定した。
この中で、新たに「マーケティング支援センター機能」等をセンターに位置付けている。これによりセンターは、増加した新たな業務を実施するため、体制強化が必要となっている。
- (3) 県が策定した産業振興戦略プランでセンターに一定の役割を担わせる以上、県はセンターに積極的に関与して、プランの実現化に取り組む責任がある。
- (4) 経済動向や国県施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、以下の理由から県商工関係職員等を派遣して必要な職員を確保することが最も適当である。
・県の商工関係職員等は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、中小企業支援業務等を行っており、企業、国、大学等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画、運営やセンター事務局の管理運営等に必要な知識・経験を有している。

(特)長野県住宅供給公社	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。
	(参考) 現行の基本方針	「事業の縮小」 (制度改正後に改革基本方針を見直し)

当該団体は、住宅供給事業及び公営住宅の受託管理を実施している。

現行の基本方針では、公社が行う事業の相当部分を占める分譲事業は、住宅供給戸数が量的には需要を満たしていることなどから、事業を縮小しながら、自主解散が可能となるよう国に制度改正を要望し、制度改正後に基本方針を見直すこととされた。

しかし、以下の理由から公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化し、分譲事業の廃止によって事業を縮小していくことが適当である。

理由 政策変更

平成17年6月に公営住宅法が改正され、県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理することができる機関に位置付けられた。

この機能は、市町村以外では、公社職員がみなし公務員であることなどから公社のみに与えられた。この機能の活用や指定管理者制度により、公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化することが公営住宅を利用する県民に対するサービス向上の観点からも有効と考えられる。

理由 支障発生

平成17年6月に地方住宅供給公社法が改正され、設立団体の議会の議決を経て自主解散することができる規定が新設された。

しかし、債務保証契約・損失補償契約などによる債務の清算方法が規定されていないため、合計約300億円の債務を有する当該団体は、債務が清算されない限り、実質的に解散が不可能な状態のままとなった。

<再検討の結果結論が出された団体については、結果を追加記載する。>

4 今後の外郭団体見直しの進め方

(1) 期限を明確にした上での取り組みの重要性

この報告では、各団体において取り組む改革の期限を、できる限り明確に示すことに努めた。審議の過程を通じて、県の所管部局及び団体から「当面、何々できない。」「当分の間、何々を継続したい。」といった主張がなされることがあった。団体の運営上、将来における様々な不確定要素があることは理解できるが、それでもなお、期限を明確に定めて、その期限内に必要な改革を実施するという強い意志を持って取り組むことが重要であり、そういった取り組みなしに困難を伴う改革は実施できない。

ここで併せて指摘しておきたいのは、状況変化に応じて期限どおりに実施できない場合には、実施できないこと及びその理由を明らかにしたうえで対応策を立て直し、それを公にすることが、県行政及び公的役割を担う団体の透明性を確保する上で必要だということである。

(2) 着実な改革の推進及び不断の見直しのための仕組み作り

県の行政、外郭団体の運営に関係する様々な状況は、常に変化している。こうした状況変化に対応して、方針変更が必要となった場合には、その手続きを明確にしておくことが必要である。現行の基本方針の中には、基本方針どおりの見直しを進められない状況が生じた場合にどうするのが定められていない。今回は、法令の改正や政策変更などの状況変化に対応して基本方針を修正する必要性が生じた場合に、暫定的な措置を講じつつ並行して行政機構審議会に基本方針等の検証を諮問するという手続きを行っている。改革を着実に推進していく観点及び迅速に状況変化に対応する観点から、毎年、定期的に改革の状況を検証・公表するとともに、必要な場合には(1)に述べた措置を講じた上で基本方針の変更を行うことができる仕組みづくりを県として行うべきである。

(3) 適切な手法、程度による関与の必要性

団体が独立した法人としてその特徴を生かしながら事業を行っていくには、県が過度に関与することは避けるべきであり、職員の派遣などの支援は必要な範囲に留めなければならない。しかし、現行の基本方針で「県関与の廃止」とされている団体について、非常勤役員への就任まで止めてしまっている例がある。県の出資比率を引き下げるなどにより純粹な民間団体として運営していくということであれば、そういう対応も必要であるが、県の出資比率が高い、あるいは広域的な機能を担っている団体と県とが連携して事業を行っていくことが求められる場合などには、県が適切な手法、程度で県が関与を行っていくことは、出資者として、また当該団体の設立を主導した者としての責任である。

関係する役職にある県職員が非常勤役員に就任するなどの方法により、団体の重要事項の決定に参画し、団体の公益機能が発揮されるようにすることが必要である。

(4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性

県は、地方自治法の改正を受けて、平成17年度から公の施設の管理運営について、それまでの管理委託制度に代えて、指定管理者制度を導入している。この結果、それまで管理委託先となっていた外郭団体を中心とした法人とは異なる民間事業者に管理運営を委ねることとなった施設もある。指定管理者は、基本的には公募によって選ばれるものであり、期間の経過によって交替する可能性がある。

公の施設を管理運営することは、当該施設に係る一定の分野の県行政の一部を担うことであるが、県は、県行政の企画立案機能なども含め、どこまでを公募で選ばれた団体に委ね、一定期間ごとに交替の可能性が生じているという点を十分整理しないまま、多くの公の施設に指定管理者制度を導入している。

指定管理者が管理している施設について、指定管理者制度の導入の結果を検証し、県としてどのような範囲の業務を指定管理者に担わせることが適当なのか、特に、一定分野の県行政について、企画立案機能までも含めて指定管理者に担わせるようなことが適当であるのかについて改めて整理した上で、次の指定管理者の指定に当たることが適当である。

この際に、株式会社等の営利法人を含めた民間の事業者と同列の立場に立って指定管理者の公募に応募することとなる外郭団体については、当該団体の運営に対して、県が直接的に関与することを廃止して、民間事業者と同一の条件を整えていくことが適当である。

(5) 公益法人制度改革への対応を急ぐことが必要

公益法人制度は、平成20年12月までに施行される予定の公益法人改革関連法によって大きな変化を迫られている。

外郭団体の多くは、現在、財団法人又は社団法人であることから、移行期間である法施行から5年の間に公益財団法人・公益社団法人に移行するか、一般財団法人・一般社団法人となるかを選択しなければならない。現在の活動内容が、主として県の施設の管理や県からの受託事業である財団法人又は社団法人は、そのままでは、税制上の優遇措置等がある公益財団法人・公益社団法人に移行することが困難であると見込まれる。どちらの種類の人に移行するにせよ、その活動内容、組織のあり方等を早急に検討し、移行期限までに必要な改革を実施していくことが求められる。5年間という期間は、決して長いものではない。県は、県内を活動範囲とする公益法人の制度を所管する立場の主体でもあることから、団体とともに、十分な検討のうえ対応を進めていくことが必要であり、それによっては、改めて団体に対する県の関与のあり方を再検討することが適当である。

(6) プロパー職員の処遇について

審議の結果に応じて、プロパー職員の処遇の問題が生じるような報告内容となる場合は、必要な記述を行う。

なお、プロパー職員の処遇の問題が生じる団体について、実質的には県が使用者に該当するような実態がある場合は、実質的な使用者としての責任を果たしていくことが必要である旨を記述する。

(7) 市町村、関係団体との協調の必要性

県の外郭団体は、県行政の一端を担う存在であると同時に、県内市町村から業務を受託していたり、県及び市町村の双方に関係する分野の行政に役割を果たしている団体もある。

例えば、下水道公社は、県が管理責任を有する流域下水道の管理を行っていると同時に市町村が管理者である公共下水道についても、市町村からの委託により一定の管理業務を行っている。また、消防協会は、消防行政について第一義的に責任を有する市町村とともに、県としても消防行政に一定の役割と責任を有するところから、市町村と共同で団体を設立したものである。

さらに、テクノ財団、暴力追放県民センター等のように、市町村だけでなく、民間企業、団体等の各種関係者と共同で団体を設立し、運営しているものもある。

これらの団体については、広域行政を所管する立場や、多くの場合には最大の出資者であるという県の立場から、県が主導して団体の改革を進めて行くことが必要である。しかし、同時に市町村や関係団体の十分な理解と協力を得ながらでなければ、実質的に改革を進めることは困難である。関係者との協調関係を構築し、改革を進めていくことが必要である。